

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立篠原小学校
校長 阿部 直美

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されたことを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとなりました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために、学習課題配付日を2回設け、必要に応じて学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いいたします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。頻繁に、学校ホームページをご覧ください。

2 学習課題配付日

次の日程で、学習課題等を各教室で配付します。児童の学習や生活の様子を把握するために、できれば児童本人が受け取りに来るようにしてください。1年生は、できれば保護者様がお子様と一緒にご来校ください。（学校再開に向けての準備として、登下校の通学路で危険な場所はないかなどを確認しながらお出でください。）

① **学習課題配付日** 8:30～10:00 各教室
5月11日（4・6年） 5月12日（2・5年・個別支援学級） 5月13日（1・3年）

② **学習課題配付日** 8:30～10:00 各教室
5月20日（4・6年） 5月21日（2・5年・個別支援学級） 5月22日（1・3年）

- 当日はこれまでの学習課題等、各学年で指定されたものを回収し、新たな学習課題等をお渡します。お気を付けてお出でください。

3 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く） 8:30～13:15

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご承知の上、ご利用ください。
- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 1年生は、保護者等の送迎をお願いします。
- 緊急受入れカード（利用の初日のみ）、健康観察票（検温し記入したもの、押印したもの）、学習に必要なもの（自習するためのドリル等）、筆記用具、水筒を持たせてください。
- 昼食を持たせてください。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

裏面あり

4 校庭開放実施日 5月11日(月)～5月29日(金)
(学習課題配付日5月11、12、13、20、21、22日、土日を除く)
4～6年生は9:00～**10:00** 1～3年生は10:30～**11:30**

- 熱中症対策、感染予防、けがの防止等考慮し、校庭開放の時間を見直しました。時間が変更になっておりますので、ご注意ください。
- 熱中症対策として、**必ず水筒を持たせてください。**また、汗を拭くためのハンカチやタオル、健康観察票(検温し記入したもの、押印したもの)を持たせてください。
- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。個別支援学級の児童は、自分の学年に参加してください。

5 児童の心身の状態の把握について

- 児童の学習や生活の様子を把握するために、課題配付時に児童に確認します。また、電話連絡等を行うことがあります。
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、学校へご連絡(電話401-9532)ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

6 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k (テレビ神奈川)による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

7 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合は時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時は保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

8 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては、後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。なお、1年生は、ミマモルメの登録を完了していないご家庭が多いかと思っておりますので、必ず学校ホームページをご覧ください。(個別の電話連絡はできません。)